

< 可決された意見書 >

精神障害者の交通運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法では、障害者を身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者と定義した上で、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本的理念を定めている。また、国の障害者支援施策においては、精神、身体、知的の三障害一元化が基本的な方針である。

しかしながら、障害者の自立や社会参加の促進のために公共交通機関が実施している障害者の交通運賃割引については、事業者の自主的な取り組みに委ねられており、その多くは身体障害者と知的障害者が対象とされ、精神障害者を対象とするものは極めて少ない現状である。

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査では、精神障害者の多くが家族と同居しており、家族からの経済的支援などが必要な状況であり、家族にとってはその負担は大変重いものになっている。

国においては、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准し、さらに平成28年4月1日からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されている中で、精神障害者を交通運賃割引の対象から除外することは不合理であると考える。

よって、国におかれては、次の事項の実現に特段の配慮をされるよう強く要望するものである。

- 1 精神障害者にも身体障害者や知的障害者と同様に交通運賃の割引を適用するよう関係機関へ積極的に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て

平成29年6月30日提出

神奈川県最低賃金改定等に関する意見書

政府は、平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」、平成29年6月9日に「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」をそれぞれ閣議決定した。その中で、最低賃金については年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000円となることを目指すことや、中小企業、小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備として、生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図ることなどが述べられている。

今期春闘では、底上げ、格差是正、大手追従・大手準拠からの脱却をキーワードに、4年連続で2%台の賃上げがなされた。また、中小企業における引き上げ額が前年に引き続き大手企業の水準を超えるケースや、物価上昇率がゼロに近い中でも月例賃金の引き上げがなされるなど、社会的な課題に対する賃金の引き上げの流れは着実に前進していることがうかがえる。

しかしながら、現在の神奈川県最低賃金は930円となっており、この水準を年収換算すると約194万円余りで、未だ極めて低位な水準であると言わざるを得ず、経済の好循環を確かなものにするためには、個人消費の拡大に向け、賃金の引き上げをすべての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要不可欠である。

よって本市議会は、国会及び政府並びに関係機関におかれて、次の事項について実現するよう要望するものである。

- 1 経済の好循環の実現のため、早期に神奈川県最低賃金の諮問・改定を行うこと。
- 2 最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援を強化すること。
 - (1) 国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等、取り組み成果の見える化を図り、実効性を高めること。
 - (2) 公正な取引関係の確立に向け、為替変動・資材高騰・物価上昇などに伴うコスト増に対し、適正な価格転嫁を阻害する行為への適切な指導、監視体制の強化を図ること。
- 3 平成29年3月28日の「働き方改革実現会議」において決定された「働き方改革実行計画」の取り組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引き上げと労働生産性向上を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会
内 閣 あ て
関 係 機 関

平成29年6月30日提出